実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	羽ノ浦	令和4年3月2日	令和6年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	304 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	185 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	149 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	68 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	88 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を52ha程度上回っているが、後継者不明（アンケートに未回答）の耕作面積と合わせると16ha程度少ない。後継者不足、担い手の高齢化が課題となっていることから、今後、荒廃農地の増加も懸念される。新たな農地の担い手確保について引き続き検討していくことが必要である。

当該地区では隣接道路がない、又は隣接道路の幅が狭く大型機械で乗り入れることができない農地が多数存在する。担い手は大型機械を導入している傾向があるため、貸出し希望であっても農地の条件によっては担い手が見つからないことがある。

このような問題を抱える農地は、担い手が引き受けられるよう、基盤整備等を検討していく必要があるが、地区内関係者からの同意等も課題となり、今後も地域内の話し合いが必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域外の経営体も参入し、今後規模拡大の意向がある経営体を中心に担う。後継者不足でリタイアする農業者にはこれまでどおり農地中間管理機構の制度の活用を促進し、合わせて基盤整備等の検討の話し合いを続けることで集積・集約化を促進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、338筆、24haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人に、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。
中心経営体が耕作できなくなった場合には、別の受け手への貸付けにつなぐことができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への農地集積を進めていく。

その他

・施設園芸については、経営体育成を推進し、機械化など低コスト化を図る。

・水稲については、集積を推進し中心となる経営体の規模拡大を進める。

・新規青年就農者の育成に努める。

・集落営農、ファームサービス等の組織づくりについても検討していく。

・今後も話し合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図るとともに、定期的にプランを見直していく。